

畷高生の皆さん及び保護者の皆様へ

ご心配をおかけしています。国の緊急事態宣言の5月末までの延長及び大阪府新型コロナウイルス対策本部会議の決定に基づく大阪府教育庁の府立学校に対する措置についてお知らせします。内容は以下のとおりです。

- 1 令和2年5月11日（月）から5月31日（日）までの間を臨時休業とする。
- 2 上記の臨時休業期間において、児童生徒等の心身の健康観察を行うとともに生活習慣や学習状況等を把握し、学校再開後の教育活動を円滑に実施するため、週1回から2回程度の登校日を設定する。
 - (1) 府立高校及び府立中学校は、5月11日の週は1回、5月18日以降の週は段階的に回数を増やしていく。また、登校日設定の趣旨や感染防止の取組みについて、児童生徒等や保護者に周知する期間を設けた後、原則5月13日（水）以降に順次登校日を設定していくこととする。
 - (2) 登校日の設定にあたっては、分散登校を行い、1教室あたりに参集する人数は当面15人程度までとするとともに、学校での滞在時間は2時間程度とする。なお、この間、入学式や始業式等の学校行事や通常の授業、部活動を実施することはできない。